



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）…………… 1

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 1
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 1
- 海岸保全区域の指定の変更・2件（海岸防災課）…………… 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 5

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 7

労働委員会事項

- 個別労働関係紛争のあっせんに関する規程の一部を改正する告示…………… 8

規 則

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第8号

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県屋外広告物条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第2号中「第4条第1項第2号から第4号まで及び同項第7号」を「第4条第3号から第5号まで及び第8号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第79号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、読谷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和4年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和4年3月22日から同年4月4日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 那覇内環状線
- 2 供用開始の区間 那覇市字小祿森口原1195番2から那覇市字田原不知嶺原168番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月31日

沖縄県告示第81号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和61年沖縄県告示第515号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	宜野湾海岸	大山地区海岸	基点1から基点41までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点15までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点41と補助点15を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点真志喜（北緯26度16分32秒3480、東経127度43分59秒1545）から338度10分10秒523.642メートルの地点 基点2 基点1から49度24分03秒210.553メートルの地点 基点3 基点2から351度40分22秒27.619メートルの地点 基点4 基点3から261度41分27秒30.198メートルの地点 基点5 基点4から15度26分14秒41.640メートルの地点 基点6 基点5から54度07分45秒44.068メートルの地点 基点7 基点6から76度37分60秒505.356メートルの地点 基点8 基点7から143度25分40秒9.775メートルの地点 基点9 基点8から113度40分07秒29.269メートルの地点 基点10 基点9から167度18分22秒51.697メートルの地点 基点11 基点10から169度49分17秒192.023メートルの地点 基点12 基点11から80度33分14秒267.875メートルの地点 基点13 基点12から260度33分14秒118.905メートルの地点 基点14 基点13から80度17分41秒13.366メートルの地点 基点15 基点14から350度17分41秒166.522メートルの地点 基点16 基点15から260度09分44秒141.126メートルの地点 基点17 基点16から305度48分49秒17.471メートルの地点 基点18 基点17から9度00分09秒4.509メートルの地点 基点19 基点18から80度10分43秒56.192メートルの地点 基点20 基点19から82度38分53秒94.614メートルの地点 基点21 基点20から75度50分23秒36.282メートルの地点 基点22 基点21から83度06分47秒127.982メートルの地点 基点23 基点22から74度20分01秒46.207メートルの地点 基点24 基点23から62度38分41秒52.528メートルの地点 基点25 基点24から51度03分33秒52.158メートルの地点 基点26 基点25から39度20分01秒51.471メートルの地点 基点27 基点26から27度51分49秒48.210メートルの地点 基点28 基点27から19度07分23秒279.960メートルの地点 基点29 基点28から26度31分40秒47.413メートルの地点 基点30 基点29から37度18分19秒48.053メートルの地点 基点31 基点30から48度24分42秒51.557メートルの地点 基点32 基点31から55度18分24秒52.848メートルの地点 基点33 基点32から60度39分08秒40.899メートルの地点 基点34 基点33から68度49分44秒48.027メートルの地点 基点35 基点34から77度58分22秒54.181メートルの地点

基点36	基点35から84度02分46秒235.968メートルの地点
基点37	基点36から81度12分47秒38.086メートルの地点
基点38	基点37から68度07分51秒47.416メートルの地点
基点39	基点38から54度20分40秒48.371メートルの地点
基点40	基点39から43度32分15秒47.568メートルの地点
基点41	基点40から32度41分06秒139.610メートルの地点
補助点1	基点1から319度24分59秒50.999メートルの地点
補助点2	補助点1から49度24分45秒49.999メートルの地点
補助点3	補助点2から319度41分60秒500.000メートルの地点
補助点4	補助点3から49度24分48秒300.000メートルの地点
補助点5	補助点4から129度53分31秒264.619メートルの地点
補助点6	補助点5から76度39分14秒512.443メートルの地点
補助点7	補助点6から64度46分42秒189.124メートルの地点
補助点8	補助点7から82度49分39秒185.500メートルの地点
補助点9	補助点8から82度47分16秒103.582メートルの地点
補助点10	補助点9から19度12分30秒254.999メートルの地点
補助点11	補助点10から33度08分05秒233.388メートルの地点
補助点12	補助点11から55度51分16秒229.188メートルの地点
補助点13	補助点12から74度17分02秒184.105メートルの地点
補助点14	補助点13から84度12分10秒210.057メートルの地点
補助点15	補助点14から32度40分01秒98.000メートルの地点

沖縄県告示第82号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、令和2年沖縄県告示第287号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県八重山土木事務所において縦覧に供する。

令和4年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	石垣海岸	川平地区海岸	基点1から基点20までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点4までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点20と補助点4を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点仲間岡（北緯24度27分59秒3223、東経124度07分57秒2949）から134度42分13秒1209.490メートルの地点 基点2 基点1から4度00分58秒13.379メートルの地点 基点3 基点2から309度30分22秒4.579メートルの地点 基点4 基点3から39度06分43秒5.680メートルの地点 基点5 基点4から317度04分05秒0.509メートルの地点 基点6 基点5から38度14分52秒11.030メートルの地点 基点7 基点6から42度16分21秒16.331メートルの地点 基点8 基点7から40度39分26秒10.132メートルの地点 基点9 基点8から43度14分59秒11.204メートルの地点 基点10 基点9から68度41分11秒1.505メートルの地点 基点11 基点10から44度33分20秒31.442メートルの地点 基点12 基点11から127度35分29秒0.921メートルの地点 基点13 基点12から46度13分55秒0.789メートルの地点 基点14 基点13から47度48分34秒8.209メートルの地点 基点15 基点14から0度39分46秒6.571メートルの地点 基点16 基点15から328度08分28秒6.049メートルの地点 基点17 基点16から33度15分23秒1.612メートルの地点 基点18 基点17から133度49分58秒15.134メートルの地点 基点19 基点18から59度27分01秒1.828メートルの地点 基点20 基点19から59度39分30秒14.041メートルの地点 補助点1 基点1から129度29分02秒13.792メートルの地点 補助点2 補助点1から39度28分54秒61.884メートルの地点

補助点3	補助点2から44度32分19秒40.129メートルの地点
補助点4	補助点3から47度48分56秒25.147メートルの地点

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年3月22日から同年7月22日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

令和4年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和4年2月24日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 東部登川モール 沖縄市宇登川喜名口原516番ほか30筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東部開発株式会社 沖縄市知花六丁目11番40号 代表取締役 仲宗根勉
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役社長 知念三也
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年11月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,811平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 116台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 10台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 154.5平方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 16.9立方メートル
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前零時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 出入口4か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のと

おり縦覧に供する。

令和4年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 東部今帰仁モール 今帰仁村字平敷山出原288番ほか4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東部開発株式会社 沖縄市知花六丁目11番40号 代表取締役 仲宗根勉
- 3 法第8条第1項の規定による今帰仁村の意見の概要
 - (1) 出入口1に面する道路は、狭い通学路であるため、交通事故防止の観点から出入口1の設置の再考を要望する。
 - (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）を遵守するとともに、地域住民の生活に配慮し、騒音、振動、悪臭等についての相談又は苦情があった場合には、真摯に対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和4年3月22日から同年4月22日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年3月22日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年10月8日
 - (2) 商号名 有限会社上宏工業
 - (3) 代表者名 外間宏正
 - (4) 所在地 今帰仁村字天底86番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-29）第786号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年10月8日
 - (2) 商号名 J－S T A F F株式会社
 - (3) 代表者名 西里淳
 - (4) 所在地 石垣市字大川567番地8
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14317号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月15日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年10月8日
 - (2) 商号名 株式会社G L ・ Z E R O
 - (3) 代表者名 下地盛広
 - (4) 所在地 豊見城市字名嘉地333番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第12199号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
 - (2) 商号名 株式会社オキナワ技研
 - (3) 代表者名 伊是名利男
 - (4) 所在地 中城村字泊459番地1

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第7489号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月29日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
- (2) 商号名 有限会社南西造園
- (3) 代表者名 宮良晴世
- (4) 所在地 石垣市宇平得1番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第4208号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年9月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
- (2) 商号名 株式会社四季彩ペイント
- (3) 代表者名 島袋篤
- (4) 所在地 那覇市小禄1丁目21番25号1階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13459号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年10月1日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
- (2) 商号名 株式会社正太商事工業
- (3) 代表者名 當真正次
- (4) 所在地 那覇市首里久場川町2丁目28番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第8355号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年10月5日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
- (2) 商号名 株式会社アールコーポレーション
- (3) 代表者名 仲野力夫
- (4) 所在地 沖縄市松本六丁目1番19号松本ヒルズ
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13575号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年10月5日付けで、建設業法第12条に基づき内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
- (2) 商号名 日進電気土木株式会社
- (3) 代表者名 川満建助
- (4) 所在地 那覇市曙1丁目6番15号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第434号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年10月6日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日

- (2) 商号名 オパス株式会社
(3) 代表者名 與那嶺泰輔
(4) 所在地 浦添市前田三丁目3番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第2899号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月7日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
(2) 商号名 八幡電設
(3) 代表者名 八幡淳
(4) 所在地 那覇市寄宮1丁目10番29号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第11157号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
(2) 商号名 明誠建設
(3) 代表者名 通事訓
(4) 所在地 うるま市宇西原153番地1F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第11637号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
(2) 商号名 株式会社富建
(3) 代表者名 金城進
(4) 所在地 沖縄市諸見里二丁目18番18号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第2166号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月14日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
(2) 商号名 有限会社公羽
(3) 代表者名 小橋川修
(4) 所在地 浦添市屋富祖二丁目26番15号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12101号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年10月21日付けで、建設業法第12条に基づき電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第4号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号)の一部を次

のように改正する。

別表第1中「県立宮古病院 2,200円」を「県立宮古病院 5,090円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円）」に、

<p>3 県立南部医療センター・こども医療センター 2,540円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円）</p>	を	<p>3 県立南部医療センター・こども医療センター 2,540円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円）</p> <p>4 県立宮古病院 2,540円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円）</p>	に
--	---	---	---

改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第2号

個別労働関係紛争のあっせんに関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月22日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

個別労働関係紛争のあっせんに関する規程の一部を改正する告示

個別労働関係紛争のあっせんに関する規程（平成14年沖縄県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の6第1項の規定による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われている紛争又は同法第74条の7第1項に規定する紛争調整委員会による調停が開始されている紛争若しくは成立した紛争
- (10) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の7第1項の規定による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われている紛争又は同法第47条の8第1項に規定する紛争調整委員会による調停が開始されている紛争若しくは成立した紛争
- (11) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の5第1項の規定による都道府県労働局長の助言、指導若しくは勧告が行われている紛争又は同法第30条の6第1項に規定する紛争調整委員会による調停が開始されている紛争若しくは成立した紛争

附 則

この告示は、令和4年3月22日から施行する。

<p style="text-align: center;">発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p style="text-align: center;">印 刷 所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
--	---